平成20年度決算に基づく資金不足比率 (平成21年9月2日現在確定値)

単位:%

会計名 基準等	国民健康保険病院事業会計	簡易水道事業特別会計	下水道事業特別会計
平成21年度公表比率	2. 3	_	_
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

- *平成21年度公表比率欄の「一」は、比率が「ない」ことを意味します。
- *比率が、経営健全化基準より低いほど、健全度が高いことを意味します。
- ★資金不足比率は、各公営企業会計ともに「経営健全化基準」を下回っています。

	用語の注釈	
•	TT 107 (T.4)(

資金不足比率	各公営企業会計ごとの実質的な資金不足額の事業規模に対する割 合
	=資金の不足額÷事業の規模

※「事業規模」とは、その企業会計の営業収益の額から受託工事収益 の額を差し引いた規模を示すものです。

経営健全化基準	この基準値を超えた場合、「個別外部監査契約に基づく監査」の義務付けが生じ、監査結果内容を反映した『経営健全化計画』を策定し、町議会の議決を経て公表し、国・北海道へ報告するとともに毎年度実施状況を総務大臣・北海道知事へ報告・公表しなければなりません。【事業経営に規制がかかる】
---------	---